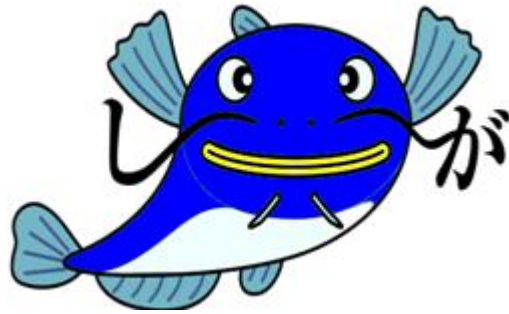


公益社団法人 滋賀県臨床検査技師会

(慶 弔 規 程)



平成 24 年 4 月 1 日 施行

慶弔規程

平成 24 年 4 月 1 日 施行

(総 則)

第1条 この規程は、公益社団法人滋賀県臨床検査技師会（以下当法人）が、会員または他団体および個人にたいする慶祝ならびに弔慰について定める。

(慶 祝)

第2条 当法人が関係する団体および個人の祝賀について、会長が特に必要と認めた場合、相応の金品、電信および文書等で慶祝する。

2. 会員が結婚する場合、電信にて慶祝する。

(弔 慰)

第3条 会員には供花、電信または香典などにて弔慰をあらわす。

2. 会員の配偶者および1親等（但し姻族は同居に限る）には供花または電信にて弔慰をあらわす。

3. 本会が関係する団体および個人については、会長が特に必要と認めた場合 応分の供物をする。

第4条 会長、又は事務局は、第2条、第3条を行ったときは、理事会に報告する。

第5条 所属長、会員、親族などによる会員の申し入れにより、これを行うものとする。

第6条 この規程の改廃は、理事会の議決によらねばならない。

附 則

1. この規程は、公益社団法人滋賀県臨床検査技師会の設立登記の日から施行する。